◎新潟県告示第959号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により、次のとおり肥料を登録した。

令和4年9月9日

新潟県知事 花角 英世

7/11/1/71/71 71 71	, E
登録番号	新潟県生第426号
肥料の種類	菌体肥料
肥料の名称	菌体肥料 1 号
保証成分量	窒素全量 1.1パーセント
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事項は公定規格の とおり
生産業者の名称及び住所	株式会社ホーネンアグリ 新潟県長岡市飯塚1986番地
登録年月日	令和4年8月30日